

専門職会員の入会手続きに関する内規

(目的)

第1条 本内規は、定款施行細則第6条に規定する専門職会員の入会に関する手続きについて定めるものである。

(推薦)

第2条 専門職会員の入会申請には、代議員又はリハビリテーション科専門医1名の推薦を要する。

(資格要件)

第3条 専門職会員の入会申込者は、次の各号に掲げるすべての資格要件を具備する者とする。

(1) リハビリテーション医学・医療に係りの深い国家資格を有すること。

国家資格については、以下のとおりとする。

- ・理学療法士
- ・作業療法士
- ・言語聴覚士
- ・義肢装具士
- ・看護師
- ・薬剤師
- ・管理栄養士
- ・公認心理師
- ・社会福祉士
- ・介護福祉士
- ・精神保健福祉士
- ・歯科衛生士
- ・視能訓練士

(2) リハビリテーション医学・医療関連の臨床経験、研究歴又は教育歴を5年以上有すること。

(3) 日本リハビリテーション医学会が学術的に連携している学会・団体の学会・研究会等における主演者としての発表歴が1回以上あること。

(審査)

第4条 専門職会員の入会審査は、会則検討委員会（以下「委員会」という。）が行う。

第5条 委員会は、第3条の要件を具備する者として入会が適当と判定した者を専門職会員候補者として、理事会に提出する。

(認定)

第6条 理事会は、委員会の議に基づき前条の候補者を専門職会員と認定する。

附 則

本内規は、平成30年6月27日より施行し、平成30年7月2日より適用する。

平成30年7月28日より施行する。

令和6年11月1日より施行する。